プロジェクト　中小企業の会計に関する指針

項目　改正「中小企業の会計に関する指針」(案)の検討状況について

本資料の目的

1. 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（以下「4 団体」という。）は連名で「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）を公表している。現在、本年度における中小会計指針の所要の改正を検討しており、平成 27 年 8 月 18 日及び 8 月 31 日に中小会計指針専門委員会（以下「専門委員会」という。）が開催され、改正に関する公開草案（以下「本公開草案」という。）の取りまとめに向けた審議が行われた。

2. 本資料は、専門委員会における中小会計指針の改正に関する検討状況をご説明し、企業会計基準委員会として本公開草案の公表についてご了承頂くことを目的としている。

本公開草案の概要

（中小会計指針の内容の明確化に関する改正点）

3. 本公開草案では、以下の事項に関して中小会計指針の記載の明確化を図ることを提案している。なお、これらの見直しは、従来の取扱いについて変更することを意図するものではない。

(1) 重要性の原則（第 9 項(2)）

重要性の原則が、中小会計指針のすべての項目に適用され、各論に特段の記載がなくとも、重要性の乏しい項目に関しては簡便な会計処理の方法によることができることを明確化する。

(2) 固定資産の減損（第 36 項）

会社計算規則の記述[1]と整合性を図るため、「予測することができない減損が生じたとき<u>及び減損損失を認識すべきとき</u>」（下線部分を追加記載）と明確化する[2]。

[1] 会社計算規則第 5 条第 3 項第 2 号。

[2] 中小会計指針では、減損損失を認識すべき場合を例示しているが、今回の改正により、固定資産の減損に係る会計基準が適用される場合を限定している現行取扱いの変更を意図したものではない。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 税効果会計（第61項）

一時差異に重要性がない場合の税効果会計の適用について、「要点」の記載と整合性を図るため、「一時差異に重要性がない場合には繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しないことができる」とするよう表現を変更する。

(4) 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「過年度遡及会計基準」という。）の取扱い（第82項）

中小会計指針を適用している会社が、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行わない場合には、会社計算規則第98条第1項第6号及び第102条の5で求められる注記（誤謬の訂正に関する注記）は要しないことを明確化する。

「今後の検討事項」（資産除去債務）の取扱いに関する検討

4. 平成20年3月に企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」が公表された後、中小会計指針では、資産除去債務の取扱いに関しては、「今後の検討課題」として、「今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする」とされてきた。

5. 当該会計基準が金融商品取引法適用会社等に対して適用されてから5年が経過したことを勘案し、今後、資産除去債務を「各論」の一項目として取扱うかどうかについて、中小企業関係者の意見を踏まえ、コスト・ベネフィットも考慮して検討を行っていくこととしている。

今後のスケジュール

6. 今回の中小会計指針の改正スケジュールは、以下を予定している。

平成27年9月25日	第320回企業会計基準委員会 ASBJとしての公開草案の公表に関する審議
10月上旬	関係諸団体の所定の手続を経て公開草案を公表（コメント期限は1カ月を予定している。）
11月上旬	公開草案のコメント期限
11月～12月	中小会計指針専門委員会 改正中小会計指針の公表に向けて、寄せられたコメントへの対応を審議
12月又は平成28年	ASBJとして改正中小会計指針（最終成果物）の公表に関す

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

1月	る審議
平成28年1月以降	中小会計指針検討委員会（中小指針親委員会）
	改正中小会計指針の公表に関する審議・承認
	関係諸団体の所定の手続を経て、改正中小会計指針を公表

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。